

岩手県告示第1号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地の所在等

所在	地番	地目	面積
			m ²
岩手郡雫石町長山猫沢	17番23	畑	4,800
岩手郡雫石町長山猫沢	26番1	畑	7,019
岩手郡雫石町長山猫沢	26番2	畑	22,820
岩手郡雫石町長山猫沢	41番14	畑	12,094
岩手郡雫石町長山舘	16番1	畑	605
岩手郡雫石町長山舘	16番2	田	1,068
岩手郡雫石町長山舘	21番2	田	363
岩手郡雫石町長山舘	22番1	田	1,199
岩手郡雫石町長山舘	23番1	田	1,487
岩手郡雫石町長山舘	26番1	田	2,054
岩手郡雫石町長山舘	27番1	田	1,897
岩手郡雫石町長山舘	30番1	田	696
岩手郡雫石町長山舘	31番1	田	2,646
岩手郡雫石町長山舘	33番1	田	2,579
岩手郡雫石町長山舘	39番1	田	1,297
岩手郡雫石町長山盆花平	19番8	畑	2,657

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和5年3月28日	5年間	451,385円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田 幹也 盛岡市神明町7番5号

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和4年12月2日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申し出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局に補償金を供託する。

6 その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。